

## << マージン率等の公表資料 >> 奈良営業所

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します (2026年7月1日)

### 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

| 派遣労働者数 | 派遣先事業所数 | ①労働者派遣の料金<br>(1日8時間当たりの平均) | ②派遣労働者の賃金<br>(1日8時間当たりの平均) | マージン率<br>(① - ②) ÷ ① |
|--------|---------|----------------------------|----------------------------|----------------------|
| 113    | 21      | 16,120                     | 11,537                     | 28.4%                |

#### ●マージン率とは

派遣先からインプルーブ株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの金額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

### 2. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・労使協定締結: あり(当該協定の有効期限の終期 2026年6月30日)
- ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲: 当事業所にて派遣就業している全ての派遣労働者

### 2. 教育訓練に関する事項

| 訓練の内容       | 対象となる派遣労働者  | 訓練方法、賃金支給種別 | 実施主体 | 訓練費用 |
|-------------|-------------|-------------|------|------|
| 雇入れ安全教育     | 新規就労者       | OFF-JT、有給   | 派遣元  | 無償   |
| 業務スキルトレーニング | キャリアアップ対象者  | OFF-JT、有給   | 派遣元  | 無償   |
| リーダー研修      | 4年目以上の派遣労働者 | OFF-JT、無給   | 派遣元  | 無償   |

・キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 田中 瑞己 電話番号0743-59-5980



道徳的資本主義の追求  
インプルーブ株式会社

